

## 制度の概要

地域経済の活性化並びに良好な景観づくり及び環境美化による観光客のおもてなし等を目的として

御殿場市内の事業者が市内の施工業者を利用して店舗・事務所・工場・倉庫等について一定の工事を行いその工事代金を支払った場合、最高300万円を助成

## 受付開始

平成27年5月26日から

(工事請負契約日：平成27年4月1日以降 工事着手日：平成27年5月26日以降)

## 対象となる建物

御殿場市商工会の会員事業者が有する、市内にある事業用の店舗・事務所・工場・倉庫等

- ※ 自己所有の店舗でない場合は所有者の承諾等が必要
- ※ 賃貸物件を借りている場合は貸主の承諾書と賃貸借契約書が必要
- ※ これから開業する場合は完了報告時までに入入手続きを行うことを前提に申請可能

## 対象工事

御殿場市商工会の会員施工業者(一次下請業者含む)が行う

新築・改修・増改築・修繕等に伴う一定の工事(税込30万円以上)

## 助成金支給額

対象工事に係る費用総額(税込)の50% 最高300万円 (1会員事業者につき1店舗等限り)

## 対象となる工事

- ・屋根工事 ・外壁工事 ・基礎工事 ・外構工事 ・バリアフリーに関する工事
- ・防犯用のカメラ及びライトの設置 ・床・壁・窓・天井などの断熱に関するもの
- ・床材・内壁・天井の張替えなどの内装工事 ・襖・障子・網戸・畳(張替えなど)
- ・扉・窓・ガラス・サッシ(交換など) ・造作工事 ・間仕切りの変更 ・看板・オーニングの修復や設置
- ・厨房の改修や設置 ・給排水・衛生(換気を含む)設備・電気・ガスに関するもの
- ・エアコンの設置,その他空調に関するもの ・洗面・トイレの改修・設置や水廻りに関するもの
- ・浄化槽の設置・修繕,下水道接続工事 ・その他審査会で対象となる工事と判断されたもの

## 対象とならない工事

- ・上記に掲げる以外の備品・設備・機械など
- ・太陽光発電設備等,再生可能エネルギーの設備に関するもの
- ・清掃、シロアリの駆除、その他防虫や消毒等の薬剤散布・消臭・塗布・抗菌処理  
(対象工事に付随するものを除く)
- ・その他審査会で対象とならない工事と判断されたもの

## 申請から支給までの流れ

